

●年金の家族手当

公的年金には「加給年金」という期間限定で支給される家族手当があります。加給年金については年金相談でもとても質問が多いので、その仕組みをご説明しましょう。

なお、加給年金の支給対象者は条件を満たす配偶者と子ですが、今回は配偶者のみとし、説明にあたっては年金受給者本人を「夫」とし、加算対象配偶者を「妻」とします。

夫が加給年金を受け取るには、65歳到達時点または特別支給の老齢厚生年金の定額部分支給開始年齢に達した時点で、次の要件①～③すべてに該当することが必要です。

①厚生年金の加入期間（共済年金等の加入期間含む）が20年（注）以上

この加入期間20年は60歳時に要件を満たしていなくても、その後継続雇用や再就職などで20年以上になれば、その時点で要件を満たしたことになります。

②65歳未満の妻であること

夫が65歳の加算開始日時点で、妻がすでに65歳以上になっている場合には、加給年金の支給はありません。ただし、後述の振替加算が支給されることがあります。

③妻の年収が850万円（所得は655.5万円）未満であること

なお、加算開始日時点で妻の年収が850万円以上でも、妻が定年退職などで5年以内に850万円未満になると見込まれる場合には除かれます。

上記①～③のすべてを満たした場合、妻が65歳になるまで年額389,800円の加給年金が夫の年金に加算されます。

●加給年金がストップする?

加給年金は妻が65歳になるまでであっても、次のいずれかの場合に

は加算がストップします。

①妻が老齢厚生年金（原則として厚生年金加入期間が20年以上）を受給できるとき

②妻が障害年金を受給できるとき

このうち、①については妻の厚生年金加入期間が20年以上だと加給年金がいつさい支給されないと誤解される方が多いので、例を挙げて説明しましょう。

夫65歳（1953年4月10日生まれ）、妻58歳（1960年4月20日生まれ）の場合。現在、妻は厚生年金加入期間が19年6か月で、62歳から特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給が始まる。

Q：夫婦ともに厚生年金加入期間が20年以上のとき、加給年金はどうなるのでしょうか？

A：65歳未満の妻の厚生年金加入期間が20年以上でも、65歳時点の夫の年金に加給年金が加算されます。ただし、加算される期間は妻が62歳（報酬比例部分の年金の受給開始）までになります。

Q：極端な話、妻の厚生年金加入期間を19年11か月にとどめる（退職する）と、加給年金や振替加算で得をしますか？

A：加給年金と振替加算の総支給額だけを比較すると、その通りです。次のケース1とケース2で比較してみましょう。

〈ケース1〉

夫婦ともに厚生年金加入期間が20年以上の場合

加給年金の受取総額＝389,800円×4年（妻58歳～62歳）＝1,559,200円。この場合には妻が65歳になっても、振替加算はありません。

〈ケース2〉

夫の厚生年金加入期間20年以上、妻の厚生年金加入期間19年11か月の

場合

加給年金の受取総額＝389,800円×7年（妻58歳～65歳）＝2,728,600円…①

厚生年金加入期間を19年11か月にとどめておいた場合、妻が65歳になるまで加給年金が支給され、妻が65歳になると、老齢基礎年金に振替加算（このケースでは年額20,860円）が加算されます。この振替加算を65歳から女性の平均寿命である87歳までの22年間受給した場合の総額は458,920円…②で、①+②の合計額は3,187,520円になります。

ケース1とケース2を比べると、その差額は1,628,320円にもなりませんが、加給年金と振替加算の損得のみで仕事を辞めてしまうのは早計だと思います。

仕事を続けることによる将来の老齢年金の増額、福利厚生制度が利用できること、退職金額の増加、60歳以降の継続雇用で得られる収入、雇用保険の各種給付金などがあるからです。

●振替加算とは

妻が65歳になったら、自身の老齢基礎年金が支給されますが、加給年金の対象者だった1966年4月1日以前生まれの妻には、生年月日に応じて年額224,300円～15,028円の「振替加算」が支給されます。

なお、妻が夫より年上で、夫が65歳の加給年金の加算開始日時点で妻が65歳以上の場合には加給年金の支給はありませんが、夫の65歳誕生月の翌月から妻の老齢基礎年金に振替加算が行われます。

この場合、夫の65歳誕生日の前日以降に妻自身が振替加算開始の手続きをする必要があります。

加給年金や振替加算については、「ねんきん定期便」には記載されていませんので、年金事務所で見込額を試算してもらおうと良いでしょう。

（注）中高齢の特例は厚生年金加入期間15年～19年に短縮